

「三原食」取扱店舗認証制度実施要領

平成28年9月16日

第1 趣旨

この要領は、「タコ」、「地酒」及び「おやつ（スイーツ）」（以下「三原食」という。）を地域ブランドとして確立することにより、観光客の増加、地域経済の活性化及び雇用の増加を図ることを目的に、「三原食」のブランド化推進事業の一環として実施する「三原食」取扱店舗認証制度について、必要な事項を定める。

第2 認証事項

「三原食」のうち、「タコ」又は「おやつ（スイーツ）」に関する商品の販売又はメニューを提供する店舗（以下「取扱店舗」という。）であることを、市長が認証する。

第3 認証要件等

次のいずれにも該当する店舗を認証する。

- 1 三原市内に本社又は本店を有すること。
- 2 第2に規定する認証事項を現に実施していること。
- 3 次に掲げる条件を遵守すること。
 - (1) 「三原食」のブランド化キャンペーンへの参加
 - (2) 「三原食」の認知度を向上させるための情報発信
 - (3) 観光案内等の観光客への「おもてなし」の提供
 - (4) 地元産の材料を使った商品の販売又はメニューの提供
 - (5) マーケティング等のスキルアップを目的とした講習会等への参加
 - (6) 「三原食」のブランド化を推進する組織への参加
 - (7) 「三原食」のブランド化推進事業に係る聴取調査（売上等）への協力

第4 認証申請等

認証を希望する店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、「三原食」取扱店舗認証申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、認証を受けなければならない。

第5 認証等

第4の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、申請者に「三原食」取扱店舗認証結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

第6 証明書等

- 1 第5により認証を受けた店舗（以下「認証店舗」という。）には、証明書等を交付するものとする。
- 2 認証店舗は、1の規定により交付を受けた証明書等を、店舗の目立つ場所に表示しなければならない。

第7 認証の取消し

- 1 第5により認証を受けた店舗が、次のいずれかに該当すると認められるときは、認証を取り消すことができる。
 - (1) 申請に虚偽又は不正があったとき。
 - (2) (1)に掲げるもののほか、不相当と認めるとき。
- 2 1の規定により認証を取り消したときは、「三原食」取扱店舗認証取消書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 1の規定により認証を取り消された店舗は、第6の規定により交付を受けた証明書等を返却しなければならない。

第8 責任の制限

- 1 第7の規定により認証を取り消した場合において、店舗に損害が生じた場合は、店舗の責任において対応すること。
- 2 第7の規定により認証を取り消した場合において、第三者に対して損害又は損失を与えた場合は、店舗の責任において対応すること。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月16日から施行する。